

関西電力株式会社大飯発電所第3号機の工事の計画の
技術基準規則等への適合性に関する審査結果

原規規発第 1902202 号
平成 31 年 2 月 20 日
原子力規制庁

I. 審査内容

審査においては、今回の申請に係る工事計画認可申請書本文、発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書、発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書、非常用電源設備の出力の決定に関する説明書、常用電源設備の健全性に関する説明書、設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書及び添付図面を確認の対象とした。

審査の結果、申請書類の示す内容が以下のとおり核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の9第3項第1号に規定する発電用原子炉の設置変更の許可を受けたところによるものであること、同項第2号に規定する「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準規則」という。）に適合するものであること、同項第3号に規定する「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第8号。以下「品質管理基準規則」という。）に適合するものであることを確認した。

I-1

発電用原子炉の設置の許可との整合性について、本申請に係る基本設計方針等に関する事項は、平成29年5月24日付け原規規発第1705242号により許可した大飯発電所発電用原子炉設置変更許可申請書の設計方針に則ったものであることを確認した。したがって、原子炉等規制法第43条の3の9第3項第1号に適合する。

I-2

技術基準規則への適合性として、技術基準規則第45条（保安電源設備）について以下の事項を確認した。

1. 設計基準対象施設に接続する電線路について、西京都変電所に連系した500kV送電線（大飯幹線）、京北開閉所に連系した500kV送電線（第二大飯幹線）及び小浜変電所に連系した77kV送電線（大飯支線）のうち、500kV送電線（大飯幹線）の連携先を西京都変電所から能勢変電所に変更することに伴って基本設計方針の電線路の連携先の記載を変更するものであり、

技術基準規則第45条（保安電源設備）第4項から第6項に係る適合性に
変更がないこと

2. 保安電源設備（非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤を除く。）の
故障のうち、高エネルギーアーク放電による電気盤の火災発生を防止し、
損壊の拡大を防止するために必要な措置を講じる設計としており、同規則
第45条第3項第一号に適合すること
3. 保安電源設備（非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤を除く。）で
故障が発生した場合には、機器の損壊、故障その他の異常を検知し、及び
その拡大を防止する設計を変更するものではなく、同規則第45条第3項
第二号に係る適合性に変更がないこと

以上のことを確認したことから、同規則第45条の規定に適合する。

なお、今回の申請は発電用原子力施設に対して新たに設置する対象設備はな
い。よって、技術基準規則第4条（設計基準対象施設の地盤）から第44条
（原子炉格納施設）、同規則第46条（緊急時対策所）から第78条（準用）
の規定への適合性に影響を与えるものではない。

I-3

設計及び工事に係る品質管理の方法等については、品質保証の実施に
係る組織、保安活動の計画、保安活動の実施、保安活動の評価及び保安
活動の改善に係る事項について、安全文化を醸成するための活動、不適
合の報告及び処理、業務プロセス、設計管理のグレード分け等を含めて
品質保証計画として定められており方法等を変更するものではない。よ
って、品質管理基準規則に適合する。

II. 審査結果

本工事の計画は、原子炉等規制法第43条の3の9第3項各号のいずれにも
適合しているものと認められる。